

諮問庁：独立行政法人国際協力機構

諮問日：平成30年10月11日（平成30年（独個）諮問第51号）

答申日：平成31年3月26日（平成30年度（独個）答申第52号）

事件名：「ボランティアシステム」の「1 募集・選考」に記録されている本人に係る保有個人情報の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件文書」という。）に記録された本人に係る保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年8月16日付けJICA（JV）第8-16007号により独立行政法人国際協力機構（以下「機構」、「JICA」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書（添付資料省略）

ア JICAが公開している募集要項記載の特定海外ボランティア選考基準と、審査請求人がこれまでに応募した全案件の選考関係情報を以下に示す。

二つの情報を比べてみると、最初の特定回は選考基準上多少の課題があったもののJICAは一次選考に加えて二次選考も合格と判定している。

一方で、その後の応募特定件中の複数件は、公開されている選考基準（技術審査・語学力審査・健康審査）の全てについて合格と確信していた応募案件だったが、JICAは一次選考（書類審査）で不合格判定を下している。

結果的に特定回目以降の応募は複数件連続での一次選考（書類審査）不合格であり、それまでの連続合格と比べて、落差が際立つ結果となった。

公開されている選考基準とは異なる非公開の選考基準が存在し応募

者が知ることのできない基準を基に特定海外ボランティアの選考を JICA が恣意的に行っているとすれば許されないことであるが、一連の選考結果はこの疑念を強く抱かせるものとなった。

前記のような疑義が生じている中で、審査請求人には応募複数件の真の不合格理由を知る権利があり、JICA としては公開している選考基準のみに基づいて公正な選考を行ったことを証明するために、本情報の開示という形で説明責任を果たす必要があるものとする。イ 今回の情報開示請求を行う約半年前にも同様の情報開示請求を行ったが、今回の異議申立てにつながる動きがいくつかあったので、その結果を簡単に説明しておきたい。

情報開示請求の時期は特定年度 A 秋募集の不合格判定が出た直後で、応募案件一覧表の一部がまだ発生していなかった時期である。

今回と同じく合否判定の根拠を示す部分が不開示の処分とされたことから、追加開示を求めるメールを JICA の情報公開窓口部門へ出したのが特定年月日 1 であった。その日のうちに情報公開窓口部門の担当から電話があり、ボランティア選考部門の長である JICA 青年海外協力隊事務局幹部から審査請求人に直接電話をして真の不合格理由を説明するので審査請求人からの要望である追加開示対応を一時保留とする旨の説明あり。

特定日 2 に事務局幹部の方から電話が入り、不合格と判定した理由などにつき説明があった。説明を受けた結果明確になったことは、募集要項記載の一次選考（書類審査）3 審査項目の中で健康審査の結果については全応募案件が合格だったということのみ。残りの技術審査と語学審査については、不合格とも合格とも明確な説明がなく、募集要項記載の審査項目とは異なる尺度で不合格と判定した旨の説明があった。なお同じ電話の中で、「例えば 3 回連続して不合格とした応募者については、申し出があれば不合格と判定した理由の情報開示を検討中」との説明もあった。

（同日の通話記録は音声データとして保管しており、必要であれば開示可能。）

以上の経緯があったことから今回の情報開示請求時は、合格又は不合格と JICA が判定した根拠を示す部分が開示対象となることを期待したが、前回と同じく不開示の処分となったことから改めて審査請求を行うものである。

（2）意見書 1（添付資料省略）

ア 諮問庁の見解に対する審査請求人の反論

諮問庁の見解に対し審査請求人として反論を述べる前に、まずは反論の根拠となる 4 点の資料を以下に提示する。

(資料1)特定年度B秋募集ボランティア要望調査票(特定国A)
←(書類選考と二次選考で合格)

(資料2)特定年度C秋募集ボランティア要望調査票(特定国B)
←(書類選考で不合格)

(資料3)資料1の募集案件に応募するため、審査請求人が提出した応募書類1式

(資料4)資料2の募集案件に応募するため、審査請求人が提出した応募書類1式

資料1, 2の要望調査票から分かるとおり, 2件はいずれも特定分野に関する要望であった。また, 資料3, 4の応募書類で説明しているように, 審査請求人の技術スキルは2件の募集要望にマッチしたものだと言信している。

しかしながら, 諮問庁が資料3の応募書類を書類審査で合格とし, 資料4の応募書類を書類審査で不合格としたのは, 上記(1)アに記載したとおりである。

以上の事実関係を基にした審査請求人の主張に対して, 諮問庁提出の理由説明書は意図が不明だが内容の一部に事実と異なる表現があるため, 最初に正しておきたい。「対象文書の合格又は不合格理由に係る情報は, 青年海外協力隊応募者について, 書類審査や面接を踏まえ」と記載されているが, 審査請求人が開示を求めている対象文書の不合格理由に係る情報に「面接を踏まえて, 諮問庁で検討及び評価を行った」事実はない。面接(二次選考)に進む前の書類審査(一次選考)で諮問庁が審査請求人の複数件全てを不合格と判定したことから, 本件明らかである。

次に, 諮問庁の見解として, 「不合格理由に係る情報は, 開示することにより, ボランティア選考における意思決定の中立性が損なわれるおそれがあり, また諮問庁の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と主張しているが, 以下の理由により諮問庁主張の2件のおそれは全くないといえる。

審査請求書の別添資料で示したとおり, 諮問庁は特定海外ボランティアの応募者全員に募集要項を公開している。募集要項には選考方法が明記され, 書類審査(一次選考)については, ①応募者の技術力を応募者提出の応募書類を基に要請内容(要望調査票)と照らし合わせながら評価し, ②応募者の健康状態を応募者提出の問診票を基に開発途上国の医療衛生事情を踏まえた上で審査し, ③応募者の語学力を要望調査票で設定した基準レベルと応募者提出の語学力申告データとの比較により審査すると記載されている。審査項目を3点だと明記し合否基準を分かりやすく示していることなど, 応募者

への配慮が行き届いた募集要項と諮問庁の努力に敬意を表する次第である。逆説的な見方をすれば、諮問庁内の検討や評価に携わっていない第三者でも容易に合否を判定できる透明性の高い選考システムともいえる。

したがって、①応募書類に記載した技術力のどこが要望調査票に示された要請内容のどの部分を満足しないのか、②応募者提出の問診票のどの部分が派遣国の医療衛生事情のどこに抵触するのか、③応募者提出の語学力申告データが要望調査票の設定基準レベルをどれだけ満たしていないのか、という3点の書類審査結果を開示したとしても、透明性の確保された信頼性の高い選考が行われたと国民に評価されることはあっても、ボランティア選考において意思決定の中立性が損なわれるおそれや諮問庁の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが全くないことは明らかである。

相当数の大学で医学部の入学試験時に募集要項に記載のない選考基準を適用した密室での差別的で恣意的な試験選考が横行しているとの報道が連日なされているが、諮問庁による特定海外ボランティアの募集選考で同様の事態が発生していないこと、すなわち、差別的な選考がなかったことや意思決定が公正に行われたことを示すために審査請求人が求める対象文書については開示すべきものとする。イ 諮問庁の見解に明記されていないその他の項目に関する審査請求人の意見

諮問庁は「JICAボランティア」というWEBサイトにより応募を検討している人へ様々な情報を提供している。その中に「よくある質問まとめ」という場所があり、特定年度A春募集時は以下のようなQ&Aが記載されていた。

「Q4：経験者は優遇されるのですか？」

「A4：ボランティア活動実績はQ1（選考のポイント）で触れた4点について確認する判断材料には致しますが、特定ボランティアの経験者を優遇することはありません。」

上記のQ&Aにより、諮問庁は「ボランティア活動実績を判断材料の一つ」としていることがわかる。審査請求人のケースでは、最初の応募から特定回は連続して合格し合計複数年間の活動実績がある。しかしながら、帰国後は連続して複数回（複数件）不合格となり、いまだに諮問庁から合格判定を得られずにいる。複数年間のボランティア活動実績の何かが不合格判定連続複数回の結果を引き起こした可能性があることから、以下に活動実績の一端を紹介し、活動実績に問題がなかったことを表明しておきたい。

なお、諮問庁のボランティア選考部門長である青年海外協力隊事務

局幹部は特定年月日2の電話で活動実績が不合格の原因ではないと審査請求人に明言している。（通話記録は審査請求人が保管中。）

活動実績の一端を示す資料を以下に示す。

（資料5）特定派遣国Cでの活動結果を締めくくる最終報告書（5号）

（資料6）特定派遣国Cでのカウンターパートのコメント付き英文最終報告書

（資料7）特定派遣国Aでの活動結果を締めくくる最終報告書（5号）

（資料8）特定派遣国Aでのカウンターパートのコメント付き英文最終報告書

併せて、ボランティアが遵守しなければならない行動規範等につき詳細を記した合意書（諮問庁と審査請求人との間で合意を形成する契約文書）を（資料9）として提示する。なお、資料9は特定派遣国Aのときのものである。

資料5と7の最後のページには、審査請求人の活動全般につきサポートしてもらった在外事務所所属の企画調査員（ボランティア事業）のコメントが記載されている。審査請求人の活動実績を好意的に評価した内容となっており、活動全般については次回の応募時に不合格と判定されるような問題はなかったものと考えている。

資料6と8の左下部分には審査請求人の受入国配属機関に所属するカウンターパートによる評価とコメントが記載されている。いずれも審査請求人の活動実績を好意的に評価した内容であり、こちらの観点からも、次回応募時に不合格と判定されるような問題はなかったものと考えている。

なお、資料5と7には諮問庁への要望・提案を記載する場所があり、在外事務所と諮問庁本部（青年海外協力隊事務局）に向けて5号報告書の承認行為を帰国前に完了するよう要望している。2回続けて同じ要望となったのは、諮問庁と取り交わした合意書（資料9）中の2点の契約条文内容（乙に課せられた責務と、違反した時に背負う罰則）を審査請求人が重く受け止めていたからである。

1点目は資料9で、乙（審査請求人を含むボランティア）は甲（諮問庁）に海外協力活動の進捗状況を報告しなければならないとボランティアの責務を定めている。

甲が定める時期は別の文書で規定されており、複数回の報告が義務付けされている。資料9は特定国Aへ赴任（特定年月日3）する前の特定年月日4に諮問庁と審査請求人が合意した時のものであり、資料7が赴任特定月後の報告義務を果たした5号報告書となる。特

定月後とは帰国日である特定年月日5であるが、審査請求人は資料7の1ページ目右上に記載されているように帰国一月前の特定年月日6に5号報告書を諮問庁に提出している。その理由は諮問庁（在外事務所と青年海外協力隊事務局本部）が報告書の内容を確認し承認するために必要な一定の日数を見込んだためである。報告書に不備があったり修正すべき事項が発生すると、差戻し後再提出となるため、特定年月日5（報告期限日）までの報告書提出ができず諮問庁承認も期限日までに得られぬ事態が発生するおそれがあり、そのような事態を未然に防ごうとしたものである。

2点目の契約条文は、責務を果たせなかった場合の罰則規定が定められている。乙に本合意書の内容に違反する行為があった場合、甲は本合意を解除でき、違反した場合は乙の海外手当等の全部又は一部を支払わないこと、又は既に支払済みの海外手当等の全部又は一部の返還を求めることができるという審査請求人を含む全てのボランティアにとって誠に厳しい罰則規定である。

仮に、報告書を期限内に提出（諮問庁の承認を含む）できなかったときに、諮問庁が合意書に対する違反行為だと認定して審査請求人との合意を解除し、既に支払済みの海外手当等の全部の返還を求めてきたという状況を想定した時に、審査請求人はこの理不尽（？）な要求を拒否できないというのが合意書を熟読した結果到達した審査請求人の結論である。というわけで、厳密に運用されればボランティアにとって耐え難い契約内容となる現行の合意書は、将来的には文言の変更などで改善が図られるべきと審査請求人は考えている。

一方で、諮問庁が提供するWEBサイトを使えば、審査請求人の活動中の報告書を含め世界中で活動する全ボランティアの報告書を諮問庁承認の後では閲覧できたことから、活動開始直後の新人ボランティア時代を中心に先輩ボランティアの活動報告書を読み、自らの活動の参考とするなどして、本サイトの情報には助けられることが多かった。

しかしながら、審査請求人の1号報告書提出時にトラブル発生。期限（特定年月日7）の5日前に1号報告書を提出したものの延々と承認されず、WEBにもアップされぬことから他のボランティアから「審査請求人は期限を超えても報告書を提出していないの？」と誤解されるなどして、プライドを傷つけられることもあった。

特定国C派遣時に、1号報告書提出後4日目には在外事務所が承認し、その翌日には諮問庁本部が承認したというスピード感を体験している審査請求人にとって、在外事務所承認が特定年月日8（提出71日後）、諮問庁本部承認が特定年月日9（提出97日後）とい

うのはあまりにも遅く、信じられない出来事であった。

改めてWEBサイトを確認すると、世界の至る所で、報告書のアップが合意書で定められた期限より遅い事例が見受けられ、本件は諮問庁が推進する海外ボランティア事業全体の課題であるとの認識を持つに至った。

また、「要望や提案があれば遠慮なく申し出るように」と諮問庁が1～5号活動報告書の指定書式で促すのみでなく、同様の話を諮問庁関係者から直接聞くこともあったために、言葉に甘える形で、活動報告書を期限内に提出するようボランティアにもっと強く働き掛けてほしいとか、提出後は諮問庁承認までの日数をもっと短縮してほしい、などと在外事務所の幹部や諮問庁本部の担当に度々要望していたことを申告しておきたい。

改善が進まない状況の中で審査請求人から、「報告書の期限内提出（合意書の遵守）が相当数の乙（ボランティア）にとって難しい現実があり、甲（諮問庁）がその状況を了解しているのであれば、合意書の罰則規定を実態に合わせて緩和する」とか、「乙に報告書の期限内提出を継続して義務付けするのであれば、報告書提出後の甲承認までの所要日数についても上限値を合意書に明記すべきではないか」、などと合意書を所掌する諮問庁本部の担当に合意書改定の提案をしたことも申告しておかねばならない。

審査請求人の提出した最終報告書（資料7）の項目4（ボランティア経験について）の中で、「関係者の方々に不快な思いをさせることが多々あったのではないかと、反省している」とあるのは、上記したような審査請求人の行動を意識してのものである。

以上の活動実績のいずれか、特に最後の紹介事例が諮問庁内で問題視された結果、その後審査請求人がいくらボランティアに応募しても、諮問庁は書類審査段階で常に不合格と判定する行動に出た、というのが審査請求人の考える不合格の原因である。

一方で、最後の紹介事例は諮問庁と取り交わした合意書の内容に違反した行為でないことはもちろんのこと、要望や提案の内容そのものも課題を解決するための的を射た意見であったと確信している。

したがって、このような活動実績を判断材料にして審査請求人を諮問庁が不合格と判定したのであれば、諮問庁の行った行為は密室での差別的で恣意的な選考であった、といわざるを得ない。

特定年月日2に諮問庁の青年海外協力隊事務局幹部が審査請求人に明言された「審査請求人の活動実績が不合格の原因ではない」との言葉が正しかったことを祈るばかりである。

(3) 意見書2

ア 諮問庁の補充理由説明書に対する審査請求人の意見

下記第3の2の補充理由説明書の(2)で「開示することとする」とした情報が、審査請求人には届いていないため、まずは新たな開示情報の送付を希望する。

しかしながら、一例として特定年度C秋募集特定国B案件の選考情報照会と思料される27枚目の開示内容説明文を見た限りでは、開示される行の少なさから不合格の判定根拠を示す情報の開示には至らなかったものと推察する。

一方で、下記第3の2の補充理由説明書の(1)には、「不開示とした箇所の全てが開示請求者以外の個人を識別できる情報である」との記載があり、我が目を疑った。

諮問庁自身が「一次選考(書類審査)を募集要項記載の方法とは異なる手法で、行った」と認めたことに他ならないからである。

特定年月日10に審査請求人が参考資料として提出した諮問庁公開の募集要項と同日提出の意見書で審査請求人が記述しているとおり、書類審査(一次選考)とは

- ①応募者の技術力を応募者提出の応募書類を基に要請内容(要望調査票)と照らし合わせながら評価する。
- ②応募者の健康状態を応募者提出の問診票を基に開発途上国の医療衛生事情を踏まえた上で審査する。
- ③応募者の語学力を要望調査票で設定した基準レベルと応募者提出の語学力申告データとの比較により審査する、ことである。

応募者の技術力・健康状態・語学力を、他の応募者と比較審査することで選考する手法ではないことを、この場で明確にしておきたい。

以上のような状況下で、書類審査(一次選考)で、不合格となった審査請求人の「選考情報照会」や「選考情報登録・修正・削除」の文書に他の応募者の個人を識別できる情報は存在しないわけであるが、「諮問庁は補充理由説明書により当該文書に他の応募者の個人を識別できる情報が存在すると宣言した」、ものと審査請求人は受け止めている。これが事実とすれば諮問庁は重大な募集要項違反の選考を行っていることになることから、真偽を明らかにするために一方の当事者である審査請求人には実際の一次選考がどのように行われたのかにつき知る権利がある。

もう一方の当事者である諮問庁には公開している選考基準のみに基づき公正な選考を行ったことを証明するために、本情報の開示という形で説明責任を果たす必要があるものと考える。

そこで審査請求人以外の実名は伏せるにしても、実名以外の文書の

全てを不開示から開示に変更すべき，というのが審査請求人の意見である。

イ 新たに発生した不可解な選考事例の提示と選考結果に関する審査請求人の意見

補充理由説明書及び意見書の内容に関係する新たな選考事例が発生したので，この場を借りて以下に詳細を記しておきたい。

諮問庁は例年どおり特定年度D秋募集として，特定年月日11～特定年月日12の期間に特定海外ボランティアの募集を行った。応募には年齢上の制限があり，応募締切日時点で特定年齢Aに達していないことが応募の条件である。幸いなことに審査請求人は当時特定年齢Bで，特定年齢Aに達するまで10か月強を残しており，応募可能な状態であった。

そこで，諮問庁との関係が微妙な時期にあり，かつ連続特定回の一次選考不合格という逆境下ではあったが，募集案件の中に審査請求人のスキルに合った案件を見つけた時には迷わず，「応募しない」ではなく「応募する」側の行動を選択した。

一方で，諮問庁は特定年月日12～特定年月日13の日程で一次選考（書類審査）を行うため，審査請求人が最初の意見書を提出した特定年月日10ちょうど一月後に特定年度D秋募集に応募した審査請求人の一次選考合否が決定するという巡り合わせとなった。

以上のような背景の下で諮問庁による選考結果は，審査請求人の予想に反して「合格」。合格判定となった応募案件は，活動先が特定国D，職種が特定分野で，特定活動といった内容であった。

分かりやすくいえば，審査請求中の応募案件のうち特定年度A春募集の特定国Eと特定国F案件に酷似した活動内容のボランティア要請案件であった。

特定国Eや特定国Fの一次選考結果が的を射たものであれば，今回の特定国D案件も当然ながら不合格判定となるべきもので，特定国D案件を合格と判定するのであれば特定国Eや特定国Fの一次選考結果も合格判定が妥当，というのが審査請求人の考えるところである。

本一次選考の合否判定に際し，審査請求人提出の意見書が何らかの影響を及ぼしたとは思わないが，合格となった真の理由は知りたいところである。

なお，特定国D案件の二次選考結果は不合格判定となったことから，特定年度春募集の特定国E及び特定国F案件と今回の特定国D案件は最終的には同じ結果で終結した。

今回久しぶりに臨んだ二次選考の人物面接では，面接官から「特定

年齢Bの今回が最後の応募と思うが、なぜそこまで応募にこだわるのか理由を教えてください。」との質問が特定時間（当初予定は特定時間）に及ぶ面接時間の最後に出て、驚いてしまった。

特定年齢Bではあるがボランティアとして海外に出て活動したいと希望する応募者に対して、「意欲にあふれているね」とか、「気持ちは若いんだね」といった心のこもった好意的な質問をされたように感じることは、残念ながらできなかった。

「特定年齢Bのギリギリまで応募されて迷惑なんだよねえ。他にもやることはあるでしょう。」といった声が聞こえてきそうで、一月後に発表される二次選考結果を、面接終了時に教えてもらったように感じた次第である。

蛇足だが、二次選考は人物面接と健康審査から構成されている。

諮問庁公開の募集要項に記載されている詳細内容は以下のとおり。

- ①人物面接：海外ボランティアとしての適性について様々な観点から面接を行います。
- ②健康審査：提出された「健康診断書」を基に応募者の健康状態を審査します。

審査請求人が特定年度D秋募集時に諮問庁契約の医療機関で受診し諮問庁に提出した「健康診断書」の中で許容値を超えたものは、診察医師によれば特定検査の一つのみであった。本数値は、審査請求中の複数の応募案件のうち二次選考合格となった特定国Cでの特定数値よりはるかに低く、二次選考合格後特定国A派遣前の健診時に出た特定数値よりも低いことから、今回の「②健康審査」は間違いなく合格判定だったものと審査請求人は考えている。

一方で「①人物面接」については、特定国Cと特定国Aの時に複数回の面接試験を受け、諮問庁は「海外ボランティアとしての審査請求人の適性を様々な観点から審査」した結果、審査請求人には適正があるとの結論に達したために、複数回とも合格判定を下したものと、審査請求人は考えている。

また、審査請求人が提出した意見書で示しているとおりに、諮問庁のボランティア選考部門長である青年海外協力隊事務局幹部の方は特定年月日2の電話で、「審査請求人のボランティア活動実績が不合格の原因ではない」と明言していることから、今回と前複数回の面接時で審査請求人の適性に変化が起きたとは考えにくい。しいて違いを見つけるとしたら、応募時の年齢くらいである。

特定国C応募時が特定年齢C、特定国A応募時が特定年齢Dであったことから今回より特定年若かったのは事実である。しかしながら年齢のみを理由に不合格としたのであれば、医学部入試での女性差

別や多浪生差別と類似しており，募集要項違反の選考ともいえそうで，二次選考不合格の真の理由についても知りたいところではある。

なお，今回の特定国D案件は特定国Cや特定国Aの活動テーマとは異なり新しい分野の活動であった。そのため面接試験では「新分野での活動に十分対応可能か？」との観点から技術的な質問が出るものと予想して準備を進めてきたが，一つの質問も出なかったのには違和感を覚えた。特定言語圏での初めての活動となるにもかかわらず，語学に関する質問もなし。特定時間の大半を特定国A派遣中の出来事に関連する質問で費やし，最後に年齢への質問で締める，という形の不思議な人物面接であった。

諮問庁公開の募集要項を遵守しながら，「複数の応募者の中から最終的に1人の二次選考合格者を決定する」という手順を，審査請求人なりにシミュレーションしてみると，

①一次選考では，技術力・健康状態・語学力の3つを応募書類や問診票と要請内容とを照らし合わせながら，各応募者の合否を決定する。3点を全てクリアしている応募者が複数いた場合は，当然ながら合格者も複数となる。

②二次選考では，複数の応募者から1名に合格者を絞るために，様々な観点から質問を行い，総合的に見て能力が最も高いと判断した応募者を合格とする。

といった選考手法と推察する。

上記のような選考手法を意識した上で，実際に受けた人物面接で技術力や語学力に関係する質問が出なかったのは，審査請求人申告の応募書類を全面的に信頼し，初めての特定言語圏の国で新分野の活動とはなるものの十分に対応可能と諮問庁が判断した結果と信じたい。（これが二次選考不合格の原因ではない。）

一方で，特定国A派遣中の出来事関係の質問が大半を占めたのは，ここに二次選考の合否を左右する何かがあったのかもしれないが，特定年月日2の電話の話と矛盾する。いろいろと検討してみたが，今回諮問庁が二次選考で審査請求人を不合格と判定した合理的な理由について，審査請求人は今もって思い描くことができない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 事案の概要

審査請求人が行った「個人情報ファイル名称『ボランティアシステム』の『1 募集・選考』に記録されている審査請求人本人の全個人情報」との開示請求に対し，処分庁は，平成30年8月16日付けJICA（JV）第8-16007号により，本文書を特定し，本件対象保

有個人情報の一部を法14条2号、4号及び5号に該当するため不開示とする旨の原処分を行った。

(2) 開示請求の対象保有個人情報について

当該審査請求の対象である保有個人情報は、別紙に掲げる保有個人情報である。

(3) 審査請求人の主張に対する諮問庁の見解

審査請求人は、上記(2)の対象保有個人情報のうち、諮問庁が原処分にて不開示とした箇所のうち、合格又は不合格理由に関する情報について、審査請求人自身に知る権利があるとして開示を求めている。しかし、開示を求めている対象文書の合格又は不合格理由に係る情報は、青年海外協力隊応募者について、書類審査や面接を踏まえ、諮問庁で検討及び評価を行った情報が記載されている。したがって、合格又は不合格理由に係る情報は、諮問庁内の検討に係る情報であって、開示することにより、ボランティア選考における意思決定の中立性が損なわれるおそれがあり、また諮問庁の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条4号及び5号が定める不開示要件に該当する。

2 補充理由説明書

(1) 上記1(3)の理由説明書に、「また、上記以外の不開示とした箇所は、開示請求者以外の個人を識別できる情報であって、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、法14条2号が定める不開示要件に該当する。」を追加する。

(2) 別表1に掲げる部分については、法14条2号、4号及び5号に該当するとして不開示としたが、改めて精査した結果、開示可能な情報と認められることから、開示することとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|-------------------|
| ① | 平成30年10月11日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月31日 | 審議 |
| ④ | 同年11月6日 | 審査請求人から意見書1を收受 |
| ⑤ | 平成31年2月27日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑦ | 同年3月8日 | 審査請求人から意見書2を收受 |
| ⑧ | 同月22日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、本件文書に記録された本人に係る保有個人情報である。

諮問庁は、本件対象保有個人情報の不開示部分のうち、別表1に掲げる部分は開示するが、その余の部分（以下「本件不開示部分」という。）については法14条2号、4号及び5号に該当し、なお不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果に基づき、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 本件不開示部分について

本件対象保有個人情報の不開示部分には、機構関係者の氏名及び役職等並びに選考に必要な内部情報や所見、選考の結果等が記載されていることが認められる。

(2) 不開示情報該当性について

ア 本件不開示部分の不開示情報該当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

(ア) 「ボランティアシステム」とは、ボランティアやその受験者に係る個人情報、選考情報及び経費等が検索できるシステムのことであり、そのうち「1 募集・選考」に記録された保有個人情報が本件開示請求の対象に該当すると解した。

(イ) 本件不開示部分のうち、機構職員の氏名等については、課長級以上の場合には公表慣行があるものとして扱っているが、原処分で不開示とした職員の氏名等は、いずれも公表慣行がない職員（非正規職員を含む。）に係るものである。

(ウ) すなわち、機構関係者の氏名及び役職等に係る不開示部分には、機構の課長級以上でない職員の氏名並びにボランティアの選考に携わった外部の選考委員の氏名及び役職等が記載されており、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、当該部分は法14条2号に該当する。

(エ) その余の不開示部分については、これを公にすることにより、今後、ボランティアの選考に際して、募集要請に求められる適性及び受験者に係る率直な評価や所見等を記述することが困難になることに加え、受験者の合否判定の検討過程において、いかなる点が重要な判断要素となるか等が明らかになる結果、機構におけるボランティア選考に係る率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は当該選考事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条4号及び5号に該当する。

イ 上記諮問庁の説明を踏まえ、以下検討する。

(ア) 法14条2号該当性について

別表2に掲げる各不開示部分には、機構関係者の氏名及び肩書等

が記載されていることが認められる。

当該各部分は、いずれも法14条2号本文前段の開示請求者以外の特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書きに該当せず、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。また、当該各部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該各部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 法14条5号該当性について

本件不開示部分のうち、上記(ア)に掲げる部分を除く部分は、これを公にすることにより、今後、ボランティアの選考に携わる選考委員等が受験者に係る率直な評価や所見を記述することが困難になることに加え、受験者の合否判定においていかなる情報が重要な判断要素となるか等が明らかとなる結果、受験者がこれを過度に意識して、自身の能力等について適正な申告を行わなくなるなど、機構におけるボランティア選考事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法14条5号柱書きに該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

原処分において、本件文書の一部の頁については、複数の不開示理由が提示されているが、これらの頁の不開示部分のうちいずれの部分がそれぞれの不開示理由に該当するのか特定されておらず、各不開示理由と不開示とされた部分との対応関係が不明であり、求められる理由の提示として十分とはいえない。

行政手続法8条1項の趣旨を踏まえると、特定の法人文書について不開示理由が複数ある場合には、当該法人文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がいずれの部分がそれぞれの不開示理由に対応しているのか当然知り得るような場合を除き、いずれの部分がそれぞれの不開示理由に該当するのか特定されなければならない。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものといわざるを得ず、処分庁は、今後の対応において、上記の点につき留意すべきである。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、4号及び5号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条2号及び5号柱書きに該当すると認められるので、同条4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙

審査請求人に関するボランティアシステムの以下情報

- (1) 要請情報 ①要請情報検索 ②要望調査票出力
- (2) 受験者情報 ①受験者情報汎用検索(募集・選考T用)
- (3) 選考情報 ①選考情報登録・修正・削除
- (4) 選考経費 ①選考経費登録・修正・削除

別表 1

本件文書の該当頁	開示することとする部分
1 8 枚目	全て
2 3 枚目	右上ステータス欄，追加応募欄の下部の不開示部分の 1 8 行目，1 9 行目，2 2 行目，2 3 行目，2 6 行目の 1 列目ないし 6 列目及び 2 7 行目
2 4 枚目	1 行目及び 3 行目
2 5 枚目	右上ステータス欄，追加応募欄の下部の不開示部分の 1 9 行目，2 0 行目，2 3 行目，2 4 行目，2 7 行目の 1 列目ないし 6 列目及び 2 8 行目
2 6 枚目	1 行目及び 3 行目
2 7 枚目	右上ステータス欄，追加応募欄の下部の不開示部分の 1 8 行目，1 9 行目，2 2 行目，2 3 行目，2 6 行目の 1 列目ないし 6 列目及び 2 7 行目
2 8 枚目	1 行目及び 3 行目
2 9 枚目	右上ステータス欄，追加応募欄の下部の不開示部分の 2 3 行目，2 4 行目，2 7 行目，2 8 行目，3 1 行目の 1 列目ないし 6 列目及び 3 2 行目
3 0 枚目	1 行目及び 3 行目
3 1 枚目	右上ステータス欄，追加応募欄の下部の不開示部分の 1 9 行目，2 0 行目，2 3 行目，2 4 行目，2 7 行目の 1 列目ないし 6 列目及び 2 8 行目
3 2 枚目	1 行目及び 3 行目
3 3 枚目	右上ステータス欄，追加応募欄の下部の不開示部分の 1 4 行目，1 5 行目，1 8 行目，1 9 行目の 1 列目ないし 6 列目及び 2 0 行目
3 4 枚目	右上ステータス欄，追加応募欄の下部の不開示部分のいずれも下から 1 0 行目，9 行目，6 行目，5 行目，2 行目の 1 列目ないし 6 列目及び 1 行目
3 5 枚目	1 6 行目及び 1 8 行目
3 6 枚目	右上ステータス欄，追加応募欄の下部の不開示部分の 1 6 行目，1 7 行目，2 0 行目，2 1 行目の 1 列目ないし 6 列目及び 2 2 行目並びにいずれも下から 5 行目及び 3 行目
3 8 枚目	右上ステータス欄，追加応募欄の下部の不開示部分の 1 6 行目，1 7 行目，2 0 行目，2 1 行目の 1 列目ないし 6 列目及び 2 2 行目並びにいずれも下から 5 行目及び 3 行目

4 0 枚目	右上ステータス欄，追加応募欄の下部の不開示部分の 1 7 行目， 1 8 行目， 2 1 行目， 2 2 行目の 1 列目ないし 6 列目及び 2 3 行目並びにいずれも下から 7 行目及び 5 行目
4 2 枚目	右上ステータス欄，追加応募欄の下部の不開示部分の 1 7 行目及び 1 8 行目並びにいずれも下から 7 行目及び 5 行目
4 4 枚目	右上ステータス欄，追加応募欄の下部の不開示部分の 1 5 行目， 1 6 行目， 1 9 行目， 2 0 行目の 1 列目ないし 6 列目及び 2 1 行目並びにいずれも下から 7 行目及び 5 行目

別表 2

対象文書の該当頁	不開示部分のうち法 14 条 2 号に該当する部分
1 枚目	全て
2 枚目	全て
3 枚目	内部資料欄 2 行目の 1 列目及び 2 列目並びに下から 1 行目
4 枚目	全て
5 枚目	内部資料欄下から 1 行目
6 枚目	全て
7 枚目	内部資料欄 1 行目の 1 列目
8 枚目	全て
10 枚目	全て
11 枚目	全て
13 枚目	全て
15 枚目	全て
17 枚目	全て
19 枚目	全て
21 枚目	全て
23 枚目	左上部及び追加応募欄の下部の不開示部分の 1 行目の 2 列目
25 枚目	左上部及び追加応募欄の下部の不開示部分の 1 行目の 2 列目
27 枚目	左上部及び追加応募欄の下部の不開示部分の 1 行目の 2 列目
29 枚目	左上部並びに追加応募欄の下部の不開示部分の 1 行目及び 8 行目のそれぞれ 2 列目
31 枚目	左上部及び追加応募欄の下部の不開示部分の 1 行目の 2 列目
33 枚目	左上部及び追加応募欄の下部の不開示部分の 1 行目の 2 列目
34 枚目	左上部及び追加応募欄の下部の不開示部分の 1 行目の 2 列目
36 枚目	左上部及び追加応募欄の下部の不開示部分の 1 行目の 2 列目
38 枚目	左上部及び追加応募欄の下部の不開示部分の 1 行目の 2 列目
40 枚目	左上部並びに追加応募欄の下部の不開示部分の 1 行目の 2

	列目及び4列目
4 2 枚目	左上部及び追加応募欄の下部の不開示部分の1行目の2列目
4 4 枚目	左上部及び追加応募欄の下部の不開示部分の1行目の2列目
4 6 枚目ないし5 1 枚目	全て